# 資 料 3

施策・事業の目的、評価の観点:「1 相談及び情報収集体制の充実」

	施策・事業等の名	事業概要	担当課		を・事業の目的,評価の観点に基づく自己評値	
	称	*************************************	1210本	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
1	教育相談事業	子供(小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本談内を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親 のサポート センター	電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。 ・相談総数21,973件のうち、いじめを主訴とする相談件数は324件(+27件)で、電話相談が279件( $\Delta$ 1件)、来所相談が30件(+30件)、Eメール相談が15件( $\Delta$ 2件)であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は、108件(+71件)であった。 ※()内は昨年度比	の周知が進んできたと考えられる。今後も教育相談事業、「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。	事業(教育相談講演会1・2)で資料(リーフレット) を配付したり、相談事業の説明を行ったりする等、 県民、保護者、教職員への広報活動を推進してい
2	24時間子供SOSダイ	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分~17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親 のサポート センター	供からの相談が1,749件であった。電話相談総件数のうち、24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は2,710件(△882件)であった。 ※()内は昨年度比	がうかがえる。 ・主訴としては、「子育て・しつけ」が昨年度に引き続	よう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。 ・リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含む) 等丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で
3	学校問題解決支援対 策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒安 全課	・スクールロイヤー活用事業における法律相談は、 108件(前年度比40件増)の相談があった。また、県 が主催する教職員を対象とした研修会の講師(13回)や、児童生徒向けの出張授業(11校)を実施し た。	協議した。昨年度は、保護者からの、生徒のけがに対する学校の対応や、スクールバスに係るトラブルへの相談内容があった。いずれの相談についても、 弁護士及び精神科医からの専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得るこ	・会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返しの周知 ・研修の充実 等 事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の継続 ・月次調査等によるより積極的な情報収集 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。 ・スクールロイヤー活用事業は、小中学校の生徒

資 料 3

施策・事業の目的、評価の観点:「1 相談及び情報収集体制の充実」

	施策・事業等の名	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
	称	<del>事</del> 未概安	12 日味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部		・相談受理件数は、前年と比較して減少したが、依然として高水準である。 ・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対し適切な助言・指導等に努めた。	・広報等を通じて相談窓口についての周知を図る ことで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。	
5	いじめ防止対策等推 進事業(千葉県いじめ 問題対策連絡協議会	学校、教育委員会、児童相談所、法務局 又は地方法務局、都道府県警察その他の 関係者により構成する協議会を設置し、い じめの防止等に関係する機関及び団体の 連携を図る。		・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和3年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和4年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。	めに、スクールカウンセラー等の増員の必要性について意見があった。 県教委からは9月から未配置校へ追加配置をすることを報告し、千葉県公認心理師協会からは、事例検討会等を実施し、スクールカウンセラーの資質の向上を図るとの回答があった。 新型コロナウイルス感染症については、学校において、ワクチンの接種、非接種による、分断や差別、	た、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ配付することによって、協議会の効率化に努める。	

施策・事業の目的、評価の観点:「2 予防及び早期発見」

	   施策・事業等の名称	   事業概要	l 担当課		度・事業の目的、評価の観点に基づく自己評(	
	が サネサツロか	ナヘ™メ	1: IM	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
6	道徳教育推進プロジェク ト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」「手のひらの小さな世界」、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉II」「明日への扉II」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、活用を図っている。・令和3年度は、特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校の研究校を指定し、成果をまとめた道徳教育実践事例集「心豊かに」を作成し、県内の公立学校に配付して、その活用を図った。	の映像教材は県内の公立小・中学校(千葉市を除く)の約72%で年間指導計画に位置付けられている。また高等学校の「道徳」を学ぶ時間では、県作成の読み物教材集と映像教材の使用率は100%となっている。研修や学校訪問などを通して、引き続き活用を促していきたい。・道徳教育実践事例集「心豊かに」には、中学校でいじめ問題を題材にした学年道徳の取組や高等学校では「感情のコントロール」を題材にした道徳教育の取組等を収録している。今後、研修や学校訪問などを通して、道徳教育実践事例集の活用を促して	・各種研修会等をとおして、令和2年度作成の道徳教育実践事例集「心豊かに」、令和3年度作成の「明日への扉IV」の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するように推進していく。
7	いのちを大切にするキャ ンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為(児童虐待、DVを含む)等人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。			発リーフレット」と児童生徒向けに「いじめ防止啓発カード」を各学校等に配付し、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な活動の推進に努めることができた。 ・SOSの出し方に関する教育については、4月中に	啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。 ・SOSの出し方に関する教育を、県独自資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中に必ず実施することと併せ適切な時期に実施
8	進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むことをねらいとした小・中学校9か年にわたる体系的なプログラムである。各小・中学校の実態に合わせ必要に応じて活用する。	児童生徒安 全課	分)のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授	ウンロードでき、たいへんわかりやすい構成になっており、ベテランも若手も同じように指導できる。 ・学級集団づくりや人間関係の改善を図るため有効であり、いじめ防止の授業にも活用できる。 ・「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施する時	・学校現場は、年間計画に沿って教育活動が実施されるが、様々な課題がある中で、対応することが多く、何を優先するかを取捨選択する必要性を感じている。標準時数を越えた授業時数の増加が伴うため、働き方改革の観点からも本プログラムの実施については、学校の実態に合わせ、必要に応じて実施できるようにしていく。
9	いじめ対策等生徒指導	支援事業をとおして、不登校児童生徒等の早期発見・早期支援及びより一層きめ細かな支援を行うための学校、家庭、関係機関等のネットワークづくりを行っている。	子どもと親 のサポート センター	では、所員や不登校児童生徒支援チームを派遣し、学校や関係機関が抱える生徒指導上の諸課題の解決に向けての援助・指導・助言などを行った。・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒支援に携わる機関や担当者の資質・力量の向上と連携強化を図った。	の事業については、参加者から高い評価を得てい	・特にサポート広場(地域開催)と進路選択サポートセミナー(地域開催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努め

施策・事業の目的、評価の観点:「2 予防及び早期発見」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施第	<b>策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評</b> f	西
	旭泉・尹未寺の石が	尹未似女 	担当床	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
10	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒及び保護者等への適切 な対応と支援を行う。また、これら不登校 児童生徒及び保護者の居場所づくりや進 路等に関する情報提供を行う。	児童生徒安全課	義務教育学校2校、中学校121校)指定した。校内不登校児童生徒支援教室へは、1,381名(1校当たり平均11.1名)の児童生徒が通級しており、そのうち、553名の児童生徒が原籍学級へ復帰することができ、復帰率は40.0%となった。また、校内不登校支援教室通室者数は、前年度に比べ、197名増え、1.17倍増となった。・地区不登校等児童生徒支援拠点校を12校指定し、訪問相談担当教員を1名ずつ、当該校へ配置した。訪問相談担当教員への相談・援助件数は、前年度に比べ、280件増え、11,059件となった。また、関わった不登校児童生徒数は、770名となった。そのうち、350名が好転した。	おり、支援教室における個々の状況に合わせた活動等をとおして不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことができた。また、原籍学級復帰に向けて状況が改善された人数が増加し、復帰率も改善したが、更なる充実に努める必要がある。 ・訪問相談担当教員において、家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等に対して、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すための相談・援助を実施した	事例等の把握に努め、推進校以外の学校に紹介していく。 ・訪問相談担当教員において、在籍する学校の校長が変わった場合には、年度当初に県と各教育事務所の担当で学校を訪問し、負担軽減に繋がるよう、校長に訪問相談担当教員の仕事の説明を行う
11		スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	・令和3年度中、スクール・サポーターを派遣した学校 数は、21校(中学校10校・小学校11校、前年度比 +7校)であり、各校において対象生徒等への指導・ 助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施し た。	・学校派遣活動は、小学校、中学校ともに前年比で 増加しており、いじめ問題等の解決に至るまでの期 間が長期化していることから、問題を抱えた学校へ の支援体制を拡充する必要がある。	ポーターの増員を図り、いじめ問題等を抱えた学

施策・事業の目的、評価の観点:「2 予防及び早期発見」

	1		プ <del>ー</del> 別先、	=	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)		
12	SOSの出し方に関する教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「SOSの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒安 全課	に依頼した。	・自殺者数の多い時期等を分析し、SOSの出し方教育の実施時期や個人面談機関の設定時期が適切なものとなるよう、また、教職員の受けとめる体制を整えるよう各研修会で促した。	・県独自資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中及び適切な時期に実施するよう、引き続き、関係機関へ2・3月に依頼する。・SOSの出し方教育の指導資料について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用の促進を図るための資料を新たに追加するなど、改訂を図ったところである。		
再掲 1	教育相談事業	子供(小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	のサポート	援助を行ってきた。 ・相談総数21,973件のうち、いじめを主訴とする相談件数は324件(+27件)で、電話相談が279件( $\Delta$ 1件)、来所相談が30件(+30件)、Eメール相談が15件( $\Delta$ 2件)であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は、108件(+71件)であった。 ※()内は昨年度比	ヤル」の周知が進んできたと考えられる。 <u>今後も教育相談事業、「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である。</u> ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要で	事業(教育相談講演会1・2)で資料(リーフレット) を配付したり、相談事業の説明を行ったりする等、 県民、保護者、教職員への広報活動を推進してい		
再掲 2	24時間子供SOSダイヤ ル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分~17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親 のサポート センター	供からの相談が1,749件であった。電話相談総件数のうち、24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は2,710件(△882件)であった。 ※()内は昨年度比	・電話相談の相談件数は増加している。「子サポ・フリーダイヤル」とともに「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が児童・生徒に周知されてきたことがうかがえる。 ・主訴としては、「子育で・しつけ」が昨年度に引き続き一番多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「家庭問題関係」となっている。 ・相談事例に応じて電話対応方法を再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者と委託業者間で共通理解を図りながら対応することができた。 ・複雑化、多様化する相談内容への対応について、更に共通理解を図ることが必要である。	よう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。 ・リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含む) 等丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で		
再掲 4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部		・相談受理件数は、前年と比較して減少したが、依然として高水準である。 ・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対し適切な助言・指導等に努めた。	・広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。		

	施策・事業等の名称	明の観点・「3 人物の作り 	担当課	<u> </u>	策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価	<b>5</b>
	ルス・尹未守の石が	尹未似女	担当味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
13	各種会議等の開催(指導主 事会議、生徒指導連絡協議 会、学校人権教育研究協議 会、特別支援学校生徒指導 主事連絡協議会)	各教育事務所の生徒指導担当指導主事 や県立学校の生徒指導主事及び人権教 育の担当教諭等を招集し、定期的な会議 を実施して、事例研究や最新の情報の共 有等を行う。	児童生徒安 全課	・各教育をは指導担当指導主事の会議をも回予定しのたが、うち1回をオンラーを対していたが、うち1回をする。等学校の生徒指導主事の協議している。等学校の生徒指導主事の協議して、会の生徒指導主事の協議して、会の生徒指導主事の協議して、会の生徒指導をできません。 ・公画したが、うち1の世代では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	策ラウスタールカウンセを できたできた。 ・等の活用及び自殺予になるでは、 できた。 ・高等学校の生徒指導主事協議会では、 ・高等学校の生徒指導主事協議会で、 ・高等学校の生徒指のでは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・でがいるががいる。 ・では、 ・でがいた。 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・でがいた。 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・でが、 ・では、 ・	高めるため、いじず等を図の事例をして等を図る。いじず等を図る。等するなど、事態のの高等を図る。等でで、「ないのでででである。等ででは、「ないのででである。などででである。などででである。などでである。などでは、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、」は、「ないのでは、」は、「ないのでは、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、」は、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、」は、「ないのでは、これでは、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、」は、「ないのでは、いいのでは、いいのでは、「ないのでは、いいでは、いい
			特別支援教育課		・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各学校の喫緊の課題について協議することで、 具体的な対応策等の情報共有につながり、参加者の理解を深めることができた。 ・特別支援学校において、最も多いいじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等」であり、高等部においては、ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加している。今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。・各学校のいじめの認知、指導体制の点検・整備など、いじめ防止策についての理解を、より一層深める必要がある。	生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。 ・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。・生徒指導上の課題解決に向けて、スクールカウ

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施:	策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価	西
	旭泉・事業等の石物	于未似女 	担当味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
		(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の 習得、道徳教育をとおした情報モラル教 育の効果的な指導方法を身に付けること や、児童生徒及び保護者への情報モラル の啓発を目的として、各学校等で実施す る情報モラル教育研修・講演に講師を派 遣する。		・県立学校4校、市町村立小・中学校及び教育委員会等67校、合計71校で研修を実施した。 ・受講者数は、講演が約13.000名、研修は約600名であった。	方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に情報モラル教育研修を行った。	・児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修への講師を、小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて100校(県立学校30校、市町村立学校70校)に派遣できるよう進めていく。・夏季休業前の6月より講師派遣ができるよう調整することができた。・高等学校生徒指導推進研究協議会において、情報モラル教育研修の講師に講演していただき、県立高等学校への情報モラル教育の普及を図ったところである。
14		(総合教育センターの研修事業) 全校種の初任者研修・中堅資質向上研修、新任校長研修、新任教頭研修等の悉 皆研修及び教務主任等企画・運営リー ダー研修等の推薦研修など、キャリアス テージに応じて、いじめ防止・対応につい ての研修を実施している。	総合教育セ	テージに応じて12事業実施し、参加延べ人数は3,602 人であった。また、その他情報モラル研修、人権教育 や子供の生活の変化を踏まえた学校や家庭で起こる 様々な課題への対応について等の研修を17事業で	展期】の経験1~10年の教員研修で取り上げ、いじめの未然防止、早期発見・対応の理解を深め、若手教員の力量を高めている。研修後のレポートには「いじめを未然に防ぐために校内体制や環境を整えることの大切さや各機関と連携し組織で動くことの大切さを改めて認識した」との声が多くあがった。やむを得ず、資料配信となった研修があった。グループ討議を取り入れ、より深い学びの場とする。	容となるよう研修を充実させていく。また、実践例をもとに課題検討、グループ討議を行い、より実践力を高められるよう研修の質の向上を図る。また、ステージⅡの研修参加者には、研修での学びを、

	施策・事業等の名称	車業堀西	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価				
	ルス・事未寺の石外	事業概要	担ヨ誄	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)		
	生子研タ具で「い研修(デリルに下で援」を開発を支援は供修一体に「い修会にデリルに下で援」を開発を支援を対策を対している。	(生徒指導・教育相談に関する研修) 生徒指導リーダー育成研修や不登校の 子供を支援する実践研修、教育相談基礎 研修・上級研修・教育相談コーディネー ター研修において、いじめ問題をテーマに 具体的な事例を扱うなどの研修を実施し ている。	のサポート	く、いじめの未然防止に視点を置いた内容を扱った。	・班別研修では、「いじめの理解と対応」「いじめ問	・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点の研修を増やす。 ・講師との事前打合せを密にしながら、受講者の ニーズに合ったよりよい研修を企画・運営する。		
14		(いじめ防止対策・不登校児童生徒支援研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会) (目的)・学校管理職として必要ないじめ問題や児童虐待に関して理解を深める。・いじめ問題や児童虐待に関する法的対応についての理解を深める。・不登校児童生徒の支援の在り方等についての認識を深めるとともに、組織的な支援体制づくりに生かす。	子どもと親 のサポート センター	・令和3年度は、千葉市を除くすべての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職(約1,200名)を対象に実施した。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、動画配信により研修を実施した。	条例に基づく、学校での具体的な対策方法や危機管理の在り方等の内容を扱った。 ・千葉市を除くすべての公立小・中・義務教育学校・ 特別支援学校の管理職にいじめを積極的に認知 し、早期に対応するという考え方を伝えることができ	徒の自殺予防対策研修会」を統合、内容を整理し「管理職資質向上研修」として実施する。 ・研修テーマとして、いじめ重大事態、自殺予防、		
		(支援者対象の研修) 訪問相談担当教員研修、SSW研修、SC 等全体研修・連絡協議会をとおして、不 登校等で困難を抱える子どもや保護者を 支援する者の資質・力量の向上を図って いる。	子どもと親 のサポート センター	・訪問相談担当教員研修を6回、SSW研修を5回実施した。事例研究や協議・情報交換を通して、個々の資質向上を図ることができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対象を新規採用者及び2年目のSC・SSWに絞って実施した。また、動画配信により研修を実施した。	情報交換を行い、より実践的な研修にすることができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会では、新型コロナウイルスの影響により対象者を絞って実施することに	象をすべての県配置のSC・SSW(約480名)とし、集合研修の形で実施する。		
15	教育相談等講師紹介事業	生徒指導上の諸課題解決のために、教職員や保護者及び教育関係者が発達に即した子ども理解を深め、子供との関わりを学び支援することを目的とし、学校等が行う生徒指導、教育相談及び家庭教育に関する研修会等に講師を紹介する。	子どもと親 のサポート センター	<b>a</b> 。	に比べ、実績は大きく減少している。学校等が、前 年度と同じ講師を依頼する場合に本事業を利用し	・令和4年度は、平成30年度末をもって廃止となったスクールアドバイザー事業の後継として、講師の紹介等を継続していく。予算はついていないため、学校・関係機関支援に組み込み実施する。		
16	いじめ・不登校等生徒指導の 充実のための教員加配、非 常勤講師の配置	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、 学校における生徒指導の充実を図ること を目的として、教員の加配、非常勤講師 の配置を行う。	教職員課		任がより密接に連携することで、継続的な指導に努			

	   施策・事業等の名称	   事業概要	担当課 担当課		策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評値	
	心界・事未守の石が	尹未帆安	担当林	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
17	特別非常勤講師配置事業 (臨床発達心理士等含む)	特別支援学校では、児童生徒の障害の 重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した 適切で、専門的な支援・指導の一層の充 実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術 を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。		・令和3年度は、30校に60名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。	り、心理的なケアが必要とされる児童生徒への関わり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につなげることができた。	
18	いじめ防止対策等推進事業 (スクールカウンセラーの配 置)	いじめや不登校等の問題行動に対応し、 学校におけるカウンセリング機能の充実 を図ることを目的として、心理臨床の専門 家をスクールカウンセラー(SC)として学 校に配置する。		管内に1校ずつ)は、スクールカウンセラーを週2日配置とした。高等学校においては、ペア化を図り、未配	ことから、6月補正予算で9月から小学校未配置校 466校に月1回程度配置することができた。 ・未配置校であった小学校には、月1回の配置を 行ったものの、配置時間が短く、対応できる人数も	
19	スクールカウンセラー配置校 (私立学校)への支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。私立学校64校に対して69,042千円を交付した。	が不十分なため、事態が悪化する場合がある。そのため、教育相談体制を <u>充実させ</u> 、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。	・緊急時におけるスクールカウンセラーの配置にていて、教育庁と連携を図り、私立学校による対応をより支援できるようにしたい。 ・定期的に事業の活用を周知するとともに、不登杉児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。
20	いじめ防止対策等推進事業 (スクールソーシャルワー カーの配置)		児童生徒安 全課	教育事務所5か所に配置した。さらに、9月には、勤務時数の追加や教育事務所5か所に2名ずつ計10名を追加配置した。 ・スクールソーシャルワーカーは、各学校等の求めに	い配置にする必要がある。 ・令和4年度は、新規採用が13名、2年目が10名 となり、スクールソーシャルワーカーとしての資質や	で機動力のある支援に努める。 ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上のための研修会を年7回実施し、専門的なスキルや事案に応じた対応力の向上を図る。 ・市雇用のスクールソーシャルワーカーとの情報

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	=	策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価	<b>5</b>
	応來・事業等の右称 	尹未帆安 	担当味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
21	地域連携アクティブスクール の設置(スクールソーシャル ワーカーの配置)	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。	全課	・様々な課題を抱える生徒に対して、生徒本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部関係機関等と連携しながら、生徒を取り巻く環境に働きかけるなど、より多面的に支援を行った。	ウンセラーも配置しており、心理的サポートと福祉的サポートを行うことができている。 ・令和3年度の4校の相談件数の合計は1,334件であり、前年より283件増加し、課題解決にあたり継続	・多様化・複雑化する様々な課題に対応できるように、地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの継続配置に努めたい。
再掲 3	学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒安全課	は、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。 ・スクールロイヤー活用事業における法律相談は、108件(前年度比40件増)の相談があった。また、県が主催する教職員を対象とした研修会の講師(13回)や、児童生徒向けの出張授業(11校)を実施し	協議した。昨年度は、保護者からの、生徒のけがに対する学校の対応や、スクールバスに係るトラブルへの相談内容があった。いずれの相談についても、弁護士及び精神科医からの専門的な観点から適切な助言があり、学校から会議に対する相談がまだ少ないので、今後更に、本事業の周知及び活用の促進を図る必要がある。・スクールロイヤー活用事業においては、相談方法を対面、電話に加え、オンラインによる相談も行えるようにした結果、件数の増加につながったと考えられる。課題としては、小中学校からの相談が少ないことが考えられる。	・会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返しの周知 ・研修の充実 等 事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の継続 ・月次調査等によるより積極的な情報収集 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。 ・スクールロイヤー活用事業は、小中学校の生徒
再掲 11	スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	+7校)であり、各校において対象生徒等への指導・	・学校派遣活動は、小学校、中学校ともに前年比で増加しており、いじめ問題等の解決に至るまでの期間が長期化していることから、問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。	ポーターの増員を図り、いじめ問題等を抱えた学

施策・事業の目的、評価の観点:「4 啓発」

	R・事未の日的。 「歩物・事業等の名							
	施策・事業等の名	事業概要	担当課		後・事業の目的、評価の観点に基づく自己評( 「「最後の表現」である。			
22	いじめ防止対策等推進 事業(いじめ防止対策 等に関する啓発資料作 成)		児童生徒安 全課	サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学3、6年生、中学3年生に、それぞれ必要な種類を配付した。・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。・また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入	よう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談のQRコードも掲載し、	今後の取組の方向性(改善策等) ・いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先の周知できるようにする。また、配付対象は、令和3年度より小学3年、6年、中学校3年生とし、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を解消する。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。 ・令和5年度に入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を配付する。		
23	「学校から発信する家 庭教育支援プログラ ム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」 「いじめ」等について、親としての気付きを 促す家庭教育支援資料の活用を促進し、 自主的な学習機会への参加が難しい家 庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子 育てに悩む家庭など、全ての家庭の教育 力向上を図る。県内の公私立保育所、幼 稚園、小学校、中学校、特別支援学校を 通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配 布したり、学級懇談会での講義資料とし たりするなどの有効的な活用を促進す る。	生涯学習課	・情報モラルについて啓発していくため、令和4年3月に家庭教育資料(保育所・幼稚園・認定こども園編) (小学校編)(中学校編)の「フィルタリングの活用」について更新した。 ・いじめ問題の対策については、いじめのサイン発見 チェックリスト等を収録した「いじめ」(小学校編)を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使用」(小・中学校編)を活用してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。・本事業については、各市町村教育委員会を通して、各学校に周知するようにしている。	が活用された。 ・より多くの教職員等が年間を通じて活用できるよう に、効果的な周知方法等について工夫する必要が	いく。 ・各教育事務所の学校訪問等を通して、各学校に		
24	ウェブサイト「親カアップいきいき子育て広場」 事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、不登校、進路などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信。スマートフォン・携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。		・子育てや家庭教育に関する情報を広く掲載した。 ・携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介した。 ・保護者への周知について、家庭教育リーフレットに紹介記事と二次元コードを掲載して一層の周知を図った。	・市町村や各種団体や保護者へ、 <u>サイトの周知に</u> <u>努める必要がある。</u>	<ul> <li>・本ウェブサイトの内容について、適宜見直しを図っていく。</li> <li>・家庭教育推進委員会を通して、家庭教育にかかる関係各課の取組や情報の収集・共有化を図るとともに、外部コンテンツ等へのリンクを含め、家庭教育に関連する各種取組をウェブサイトから発信する。</li> <li>・市町村で家庭教育に関する相談を担当している方々等が参加する研修講座において、本ウェブサイトを周知する。</li> </ul>		

施策・事業の目的、評価の観点:「4 啓発」

加巴	来 <del>事</del> 未以口时,	評価の観点:「4」啓発」				
	施策・事業等の名	事業概要	担当課		後・事業の目的、評価の観点に基づく自己評値	
	<b>小</b>	子不加又	15 J IM	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
				1 県内小・中・高等学校等への啓発DVDの貸出し: 貸出件数 27件(視聴人数5,075人) 2 人権問題研修会支援事業:学校等への講師紹介・派遣実績 9件(参加人数2,040人)	・人権週間を中心にいじめをテーマとしたDVDの 貸出しにより、学校等においてDVDを効果的に活 用した啓発活動が行われた。 ・ネットいじめに関しては、携帯端末の機器更新や SNS等の手法の多様化が日々進んでおり、DVDの 内容と実態とに齟齬が生じやすい。	<ul><li>・ 啓発DVDに関しては、随時ライブラリーの更新を検討する。</li><li>・ 学校等の配布先の意見を聞きながら、ポスターのサイズやデザインについて検討する。</li></ul>
		児童・生徒の学校におけるいじめ、及び それを原因とした自殺が発生しており、県 としても人権啓発の観点から早急な対応 が必要と考え、国(千葉地方法務局)等関	健康福祉政	3 スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 (1)スタジアム啓発の実施(ジェフユナイテッド市原・ 千葉) 日時:令和3年10月30日(土) 場所:フクダ電子アリーナ	・ 講師を紹介することにより、学校等における効果 的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・ ポスターには、24時間子供SOSダイヤル及び子	
25	業	係機関と連携を図り、人権啓発DVDの貸出し、人権問題講師紹介事業、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施している。	策課		どもの人権110番(法務局)を掲載し、県内各小・中・高校等に3枚配付した。配付先におけるアンケートでは、「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」(約50%)、「子供たちにとって、何か相談したいと思った時のひとつの手段として活用できるよう目につきやすいところに掲示しようと思う」等の意見	
				セージとともに、相談連絡先の周知を図った。	が寄せられた。 ・ 昨年に引き続き、小さいサイズのポスターも配付した結果「もう少し小ぶりで、写真や文字が見やすいポスターに改良されると、なお活用しやすくなる」との意見があった。	
26	推進事業 (子ども・若者のための 相談・支援機関ガイド	困難を有する子ども・若者を適切な支援 に結び付けるため、ライトハウスちば及び 各支援機関を紹介したリーフレット、ポス ターを各支援機関・学校等において配付 する。		・「ライトハウスちば」のリーフレット・ポスターや「子ども・若者のための相談・支援機関ガイド」を配付し、市町村や学校、各種支援機関等に活用や配付を依頼した。	実施し、子どもや保護者に専門の相談員が悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。 ・困難を有する子ども・若者やその支援者に必要な	啓発に努めていく。
27		青少年の健全育成を目的として、国・県 関係機関及び市町村等と連携してポス ターの掲示等により啓発活動を行う。		・県内の青少年相談機関を掲載した、本運動を周知するためのポスターを2,500部作成し、相談機関や教育機関などに対して配付を行った。 ・ホームページによる広報や市町村等を通じた運動の周知に努めた。		・令和元年度と比較すると実施された事業は減少している。青少年の健全育成のため、関係機関に本運動の趣旨を理解してもらい、協力を求めていく。
28	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。		・令和3年度中、非行防止教室を251回開催し、小・中・高校生等43,982人の児童生徒が受講した。 (前年比+148回、+28,133人)	・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。 ・昨年度に引き続き、コロナ禍のため、職員を派遣して開催する非行防止教室等の広報啓発活動が難しい中、県警HPやYouTube等を活用した映像教材(講演形式の動画)の配信など幅広い広報啓発活動に努めた。	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像教材を活用した広報啓発活動を推進する。

施策・事業の目的、評価の観点:「4 啓発」

	施策・事業等の名	<b>車券福田</b>	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
	│ 称 │ <sup>尹未</sup>	事業概要	担ヨ誄	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
29	学校人権教育指導資料の配付(第42集)大切な自分大切なあなたの発行・配付	指導資料が校内研修等で活用されるこ 構造で、一人の公立学校教員を 意識を国う視点で見直してもらう。 教育と言う視点で見直しが、発達の と言う視点で見重生徒が、発達の してに に応じ、 ととは、 ととは、 を略すると に応じまると に応じまると を変して を変して に応じまると になると を変して を変して になると になると になると を変して になると になる。 になると になる。	児童生徒安 全課 人権教育班	チェックシート、様々な人権課題、などを掲載している。3年を1サイクルとして、掲載内容を変えてきたので、3年分まとめて活用することで、各種人権課題、人権教育の手法について俯瞰することができ、多くの学校の校内研修で活用されて	栄養職員)に配付することとした。 ・リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、令和3年度では小中高特支いずれも100%であった。 ・人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成にもつながっていると考えられる。	優れた取組の具体的事例を紹介する。
30	教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を 活用し、県教育委員会が行っているいじ め防止のための取り組みを紹介し、広く 県民に対し周知を図る。	教育政策課	・夢気球vol.62(11月号)にLINEを活用したSNS相談窓口(そっと悩みを相談してね~SNS相談@ちば~)が開設していることを掲載した。 ・県教委ニュース(4月号)に学校人権教育指導資料第41集を活用し、人権教育を推進しようという内容について掲載した。内容については、新型コロナウイルス関連の偏見・差別・いじめ防止について取り上げている。 ・県教委ニュース(10月号)に各教育事務所を会場とした中学生・高校生との交流会について掲載した。事務所のうち「いじめをなくしていくために、必要なこと、できることは何か」という提案や概要について取り上げている。	通し全ての児童生徒の家庭に配付している。また、 県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布 し県民に広く周知を図っている。 ・県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホーム ページにアップするとともに、県立学校及び県立教 育機関にメール等を活用して周知している。併せ て、市町村教育委員会にも各学校への配信を依頼 し教職員に周知している。 ・いずれも広報媒体としては、規模が大きく、特に夢 気球は、児童生徒の全家庭に届けるものであり、事	を活用して、県のいじめ防止の取り組みや学校の先進的な取り組み事例を児童生徒や県民へ原知するよう努めていく。

施策・事業の目的、評価の観点:「5 ネットいじめ対策」

	│ │施策・事業等の名称│	事業概要	担当課		施策・事業の目的、評価の観点に基づく自	
	"3" TA 1 V L 11"	ナ / ハルン		実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
	青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	題のある書き込みを監視している。特に問題がある ものについては、教育委員会等に連絡し、書き込み の削除を含めた生徒への指導を依頼した。(令和3 年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総 数472人、そのうち特に問題のある書き込み85件) ・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関	を発見した場合、速やかに情報提供した。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネットパトロールは、LINEグループなど、公開範囲が制限されている書き込みを監視の対象とすることができない。ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発に取り組む必要がある。 ・情緒不安定に係る書き込みなど、学校だけでは対応が難しい可能性がある書き込みが発見されて	・ネットパトロールは、LINEグループなど、公開範囲が制限されている書き込みを監視の対象とすることができないことから、ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施していく。
31			児童生徒安 全課	を受けて該当の県立学校に情報提供し、当該生徒への確認、書き込みの削除、トラブル・問題行動への対応・指導、保護者への連絡、生徒への心のケアなど、適切な対応を依頼した。	に通報が必要な書き込み)等について、情報提供があった件数は、減少傾向である。 ・引き続きSNSの利用にあたって、個人情報の漏 洩及びネットいじめにつながる危険性等、危機意識 が薄いため、情報モラル教育の更なる充実が課題	・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会において引き続き対応策を検討する予定である。・「情報モラル講習会への講師派遣事業」により、小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校等で行われる教員研修等に講師を派遣し、情報モラル教育の充実を図っていきたい。
			学事課	報について、当該校に注意喚起と指導を依頼することが主な業務である。当該校の管理職 <u>や生徒指導</u>		・SNSの利用が低年齢化していることを踏まえ、指導する側の教職員向けの研修の推進に向けた働きかけを進めていく。
32	業(非行防止チラシの作成・配布)	非行防止に対する心構えや相談機関の 案内等を記したチラシを作成し、小学5年 生の保護者、中学1年生の保護者及び高 校生1年生に配付することにより、非行防 止等の啓発を図る。	県民生活課	校1年生に対して60,000部を作成・配付した。 ・啓発をさらに充実させるため、青少年が閲覧するツ	・インターネットに潜む危険について啓発を行って	・ネットいじめやインターネットトラブルの発生傾向や最新の事件等に対応できるよう、配付チラシや動画広告を活用し、啓発の強化を図っていく。
	いじめ防止対策等推進 事業(千葉県いじめ問題 対策連絡協議会の開		児童生徒安全課	協議会を、資料を基に、メールを活用して意見交換を行った。 ・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和3年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和4年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。	めに、スクールカウンセラー等の増員の必要性に ついて意見があった。 県教委からは9月から未配 置校へ追加配置をすることを報告し、千葉県公認 心理師協会からは、事例検討会等を実施し、ス	・令和4年度は、対面での開催を予定している。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ配付することによって、協議会の効率化に努める。

施策・事業の目的、評価の観点:「5 ネットいじめ対策」

	施策・事業等の名称 事業概要		担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
		尹未似安		実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
	研修事業	(総合教育センターの研修事業) 全校種の初任者研修・中堅資質向上研 修、新任校長研修、新任教頭研修等の悉 皆研修及び教務主任等企画・運営リー ダー研修等の推薦研修など、キャリアス テージに応じて、いじめ防止・対応につい ての研修を実施している。	総合教育センター	3,602人であった。また、その他情報モラル研修、人権教育や子供の生活の変化を踏まえた学校や家庭で起こる様々な課題への対応について等の研修を17事業で取り上げ、いじめの未然防止や人間関係作り、保護者対応や連携等、いじめ問題に関連した研修を実施している。・学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護219名に指導助言を行った。・情報モラル研修は初任研の対象者全員に対し、SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施した。また、教育情報化推進リーダー研修やメディア教育指導者研修でも項目として取り上げた。新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン・eラーニングが中心の研修となった。	事例を含めた研修をステージ I 【成長期】、ステージ II 【発展期】の経験1~10年の教員研修で取り上げ、いじめの未然防止、早期発見・対応の理解を深め、若手教員の力量を高めている。研修後のレポートには「いじめを未然に防ぐために校内体制や環境を整えることの大切さや各機関と連携し組織で動くことの大切さを改めて認識した」との声が多くあがった。やむを得ず、資料配信となった研修があった。グループ討議を取り入れ、より深い学びの場とする。	・令和4年度より、5月の早い時期に行われる全ての校種の中堅教諭等資質向上研修、さらに、メディア教育におけるクラウド活用関係の希望研修で、情報モラルについて取り上げる予定である。
再掲 14		(生徒指導・教育相談に関する研修) 生徒指導リーダー育成研修や不登校の 子供を支援する実践研修、教育相談基礎 研修・上級研修・教育相談コーディネー ター研修において、いじめ問題をテーマに 具体的な事例を扱うなどの研修を実施し ている。	子どもと親 のサポート センター	ンカウンター等を学ぶ機会を設定し、学校現場での 集団づくりに役立つ研修とした。	る研修を企画・運営した。 ・班別研修では、「いじめの理解と対応」「いじめ問題の予防」「校内支援体制の充実」について学び、 学校の実態に合わせたいじめ対応について考える	・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点の研修を増やす。 ・講師との事前打合せを密にしながら、受講者のニーズに合ったよりよい研修を企画・運営する。
		(いじめ防止対策・不登校児童生徒支援研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会) (目的)・学校管理職として必要ないじめ問題や児童虐待に関して理解を深める。・いじめ問題や児童虐待に関する法的対応についての理解を深める。・不登校児童生徒の支援の在り方等についての認識を深めるとともに、組織的な支援体制づくりに生かす。		義務教育・高等・特別支援学校の管理職(約1,200名)を対象に実施した。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、動画配信により研修を実施した。	条例に基づく、学校での具体的な対策方法や危機管理の在り方等の内容を扱った。 ・千葉市を除くすべての公立小・中・義務教育学校・特別支援学校の管理職にいじめを積極的に認	・令和4年度からは、これまで行っていた「いじめ防止対策・不登校児童生徒支援研修会」と「児童生徒の自殺予防対策研修会」を統合、内容を整理し「管理職資質向上研修」として実施する。 ・研修テーマとして、いじめ重大事態、自殺予防、不登校児童生徒支援の3つを扱い、管理職(学校)の組織対応力の向上を目指す。

施策・事業の目的、評価の観点:「5 ネットいじめ対策」

		<b>事業概</b>	+□ 71 =⊞	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
再掲 14	研修事業	(支援者対象の研修) 訪問相談担当教員研修、SSW研修、SC 等全体研修・連絡協議会をとおして、不登 校等で困難を抱える子どもや保護者を支 援する者の資質・力量の向上を図ってい る。	子どもと親 のサポート センター	・訪問相談担当教員研修を6回、SSW研修を5回実施した。事例研究や協議・情報交換を通して、個々の資質向上を図ることができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対象を新規採用者及び2年目のSC・SSWに絞って実施した。また、動画配信により研修を実施した。	ができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会では、新型コロナウイルスの影響により対象者を絞って実施することに	・令和4年度は、SC等全体研修・連絡協議会の対象をすべての県配置のSC・SSW(約480名)とし、集合研修の形で実施する。 ・今後、ますますSC・SSWの採用が増えていくことが予想される。SC・SSWの資質向上が一層図れるよう研修や協議会の内容について考えていく。
再掲 22	いじめ防止対策等推進 事業(いじめ防止対策等 に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安 全課	した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学3、6年生、中学3年生に、それぞれ必要な種類を配付した。・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。・また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年	ちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談のQRコードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。・教職員向け指導資料集、教職員・保護者向け及	・いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先の周知できるようにする。また、配付対象は、令和3年度より小学3年、6年、中学校3年生とし、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を解消する。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。・令和5年度に入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を配付する。
再掲 28	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	・令和3年度中、非行防止教室を251回開催し、小・中・高校生等43,982人の児童生徒が受講した。 (前年比+148回、+28.133人)	じめ問題など、加害と被害の両面において深刻な 状況にあることから、 <u>少年の規範意識の向上が一</u> <u>層求められている。</u>	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像教材を活用した広報啓発活動を推進する。

施策・事業の目的、評価の観点:「6 調査研究」

707		計画の既然、「0 神里が			施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価	
	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
33	いじめ防止対策等推進 事業(千葉県いじめ対 策調査会の開催)	大学の研究者、心理等の専門家などの 学識経験者からなる調査会であり、「いじ めの防止等に関する調査研究」「県が実 施するいじめの防止等の対策に関する審 議」「重大事態が県立学校に発生した場 合における、その事実の確認並びに調査 及び審査」を行う。	児童生徒安 全課	毎年、県が実施するいじめの防止等のため対策の実施 状況及びその他いじめに関する資料等を千葉県いじめ 対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究 及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の 点検評価を受けている。	・委員から、いじめの発見のきっかけで、アンケート調査からの発見が多く、本人からの訴えが多くないという御意見をいただき、SOSの出し方教育やSNS相談等の充実を更に図っていく必要がある。また、教員への研修の充実が求められるとの御意見もいただき、教員研修において、いじめへの対応事例等を活用した実践的な研修に努めていく必要がある。・調査会当日は、時間が限られているため、調査会が開催される前に、各委員に事前に資料を提出し、議論の課題を明確にしておく必要がある。	・重大事態が発生し、事案が複雑化した場合は、調査を 行うことも考えられるので、その際は、速やかに本調査 会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対
34	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上 の諸課題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	児童生徒安	出。10月14日の全国の結果公表に合わせて、千葉県の結果を公表した。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県のいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。	・令和2年度のいじめの認知件数は、40,230件となり、令和元年度の52,067件より11,837件減少した。これは、各学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組により、生徒同士のかかわりが減少したためであると考えられる。積極的ないじめの認知を行い、児童生徒の千葉県公立学校の1000人あたりの認知件数は、72.0件と全国平均(39.7件)を大きく上回る結果となった。・この調査の分析に努め、各学校のいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握し各施策等に活かしていかなければならない。・小学校での暴力行為の発生件数が増加していることを受け、指導にあたっての基本姿勢や県のスクールカウンセラースーパーバイザーによる心理的視点、精神科医による医療的観点、スクールロイヤー(弁護士)による暴力の法的責任についても記載したパンフレット「児童生徒の暴力行為の現状と対策について」を各学校に配付し、指導に活用するよう周知した。	課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、 学校現場における、いじめの防止等のための対策のより 一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期 発見・早期対応につなげていく。 ・本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、 いじめ防止対策を推進し、スクールカウンセラーやスクー ルソーシャルワーカーの配置事業等についても充実させ
35	SNSを活用した相談事 業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。		公立私立中・高等学校及び特別支援学校中・高等部に通学する全生徒(約32万人)を対象に、毎週火曜日、木曜日、日曜日の17時から21時まで、LINEで相談できる窓口の開設を行った。 ・長期休業明け等の期間については、毎日相談窓口を開設した。	・令和3年度の相談受付件数は4,758件であり、令和2年度の4,799件より41件減少した。相談受付件数が減少した原因については、特定には至らなかったが、引き続き分析を進めている。1回の相談に対し午前2時まで対応したケースもあり、1回当たりの相談に丁寧に対応していることも一因であると考えている。・主な相談内容は、多い順に①友人関係が389件で前年度の301件より88件増加、②心身の健康・保健が299件で前年度357件より58件減少、③学業・進路が296件で前年度と同じであった。匿名性を確保したことや文字にして相談することで考えを整理して相談できるなど、相談しやすい環境を整えることができた。・利用した生徒からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容をまとめてから相談できるので、相談しやすい」「気持ちを整理しながら話せる」との声が寄せられた。・自殺念慮に係る相談について、警察との連携に課題があった。	よう、昨年度より1時間繰り下げ、仕様を変更し、相談対応人数が増えるよう工夫したところである。 ・児童生徒の不安が大きくなる長期休業明けの4月28日から5月10日、8月25日から9月6日、1月5日から10日は毎日実施。その期間と4月・6月・及び2月は、相談員配置人数を増やして対応の充実を図ったところである。 ・警察との連携への課題については、令和4年度より、緊急対応が必要な場合、委託会社と警察で直接やりとりできるよう、連絡体制を整えたところである。 ・生徒が相談したいと考えたときに、すぐに相談できる環
	いじめ対策等生徒指導		子どもと親 のサポート センター	は、所員や不登校児童生徒支援チームを派遣し、学校や関係機関が抱える生徒指導上の諸課題の解決に向けての援助・指導・助言などを行った。 ・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒支	・学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームでは、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の資質・力量の向上に努め、効果を上げている。・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、 <u>遠方の子供や保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に出向いて事業を実施していく。</u>	